エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用  
粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器  
具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽  
電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届

年　　月　　日

　　　神奈川県　　　保健福祉事務所長　殿

管理者　住　　所

氏　　名

電　　話（　）　―

　　次のとおりエックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更します）ので、医療法第15条第３項の規定により、届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 病院  ・  診療所 | | 名称 |  |
| 所在地 | 電話（　）　　― |
| 変　更　内　容 | 変更前 | |  |
| 変更後 | |  |
| 変更の理由 | | |  |
| 変更年月日 | | | 年　　　　　月　　　　　日 |